

## (仮称)札幌市市民活動促進条例の素案の公表と市民意見の募集について

札幌市では、町内会・自治会やNPO、ボランティア団体などによるさまざまな市民活動に対し支援を行い、豊かで活力ある地域社会の発展につなげていくことを目的とした「(仮称)札幌市市民活動促進条例」の制定に向けた検討を進めています。

このたび、去る5月11日に「札幌市市民活動促進条例検討協議会」から受けた「市民活動を促進するための条例策定に向けた提言」をはじめ、5月から8月にかけて行った市民アンケートの結果や議会議論等を踏まえて、同条例素案をまとめました。

9月25日から、この素案を公表し、これに対する市民意見を募集します。

### 1 条例素案の概要について

#### (1) これまでの検討経過

- ・平成17年8月 「札幌市市民活動促進条例検討協議会」発足(委員10人)
- ・平成17年8月 札幌市市民活動促進条例検討協議会(8回)  
～平成18年4月
- ・平成18年2月 協議会主催のワークショップ、企業(札幌青年会議所)との意見交換会
- ・平成18年5月 協議会から市長に「市民活動を促進するための条例策定に向けた提言」
- ・平成18年5月 財政市民委員会で「市民活動を促進するための条例策定に向けた提言」について説明
- ・平成18年5月 市民、市民活動団体等、企業へのアンケートを実施  
～8月(約2,200件の回答あり)
- ・平成18年9月 財政市民委員会で、条例素案について説明
- ・平成18年9月 条例素案の公表、市民意見の募集

#### (2) 条例制定の目的

市民活動の促進についての基本理念を定め、市民・事業者・行政の役割を明らかにするとともに、市民活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めることで、市民・事業者・行政が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とします。

#### (3) 条例素案における市民活動の定義

この条例素案における市民活動とは、市民が営利を目的とせず、市の区域内において自発的に行う活動で、NPOに限らず、町内会やボランティア団体などが行う活動を幅広く支援の対象としています。

ここでいう「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く、もしくは学ぶ者、または市内において事業活動その他の活動を行う者もしくは団体のことをいいます。

#### (4) 条例素案の意義(市民活動に対する支援)

##### 情報の支援

市民活動に関する情報の質・量を高めるため、市の関係窓口や関係施設による情報収集・提供機能を充実させます。また、市民が自ら情報を集めやすいように必要な支援を行います。

##### 人材の育成支援

市民活動を行いたい人と団体を結び付ける、または団体同士をつなげる役割を果たすコーディネーターや、市民活動の組織をまとめるリーダーなど、市民活動を支える核となる人材の育成を支援します。

### 活動の場の支援

札幌市市民活動サポートセンターをはじめ、市民にとって身近な施設や地域の利便性の良い施設などを市民活動の場として有効活用できるような取り組みをします。

### 資金の支援

子どもからお年寄りまで誰もが気軽に募金や寄付ができるような仕組みを作るほか、寄付の受け皿としての基金を設置するなど、市民活動を促進するための資金的支援を進めるとともに、寄付の輪が広がるような寄付文化づくりに取り組みます。

## (5) 札幌ならではの特色

### 寄付文化の醸成

市民活動に対する寄付や募金などが積極的に行われることを奨励し、市民活動のための寄付を文化として根付かせます。

### 市民活動を支援するための基金の設置

市民や事業者からの寄付の受け皿として「基金」を設置し、助成という形で市民活動の支援に充てます。基金への一定額以上の寄付は税の優遇制度が適用されます。

### 市民活動促進テーブルの設置

条例制定後も、その内容を時代の変化に合ったものにしていくために、市民や事業者および行政が率直に意見を出し合い課題を共有する場を作ります。

## (6) 他都市の状況

市民活動促進に係る条例は、政令指定都市では、平成 11 年に仙台市で制定されたのを皮切りに、横浜市、京都市、福岡市、大阪市で制定されています。

道内では、平成 13 年に北海道、平成 15 年に留萌市が制定しています。

## 2 市民意見の募集について

### (1) 意見募集期間

平成 18 年 9 月 25 日（月）～10 月 24 日（火）（30 日間）

### (2) 意見提出方法

- ・ 持参：札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市本庁舎 13 階南側

市民まちづくり局男女共同参画・市民活動室市民活動促進担当課

受付時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日を除く）

- ・ 郵送：条例素案に添付のご意見記入欄を切り取り、付属の封筒に入れて投函（切手不要）
- ・ ファクス：218 5164
- ・ 電子メール：shimin-support@city.sapporo.jp
- ・ ホームページ：「市民活動促進のページ」(<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/>)  
上からメール送信ができます。

### (3) 資料配布場所

- ・ 札幌市市民まちづくり局男女共同参画・市民活動室市民活動促進担当課
- ・ 札幌市本庁舎（1 階ロビー、2 階市政刊行物コーナー）
- ・ 札幌市市民活動サポートセンター（札幌エルプラザ 2 階）
- ・ 各区総務企画課広聴係
- ・ 各まちづくりセンター、各区民センター ほか  
ホームページ「市民活動促進のページ」でも閲覧可能

### 3 今後の予定

今回の意見募集の概要については、それらに対する市の考え方と併せて、11月ごろにホームページなどで公表します。

また、今後は、寄せられた意見等を基に、平成18年度中の制定を目指してさらに検討を進めます。

**【問い合わせ先】**

市民まちづくり局男女共同参画・市民活動室市民活動促進担当課

電話 211-2964